

## 2019年度事業計画書

公益社団法人大分被害者支援センター

### 第1 2019年度事業計画

#### 1 基本方針

公益社団法人大分被害者支援センター（以下「センター」という。）は、事件・事故等の被害者及びその家族または遺族（以下「被害者等」という。）に対し、精神的支援をはじめ各種付き添い支援活動並びに警察・検察庁・裁判所を始め医師・臨床心理士・弁護士・福祉機関等に責任をもって支援をつなげる等きめ細やかに、途切れなく行う。

また、大分県、警察等と連携し、県民の被害者等に対する理解の増進を図り、地域社会全体で被害者等に適切な配慮や支援がなされ、被害者等の尊厳が守られる社会作りを目指し、積極的、継続的に広報啓発活動を行う。

#### 2 重点事項

- (1) 質の高い支援を展開するための、中長期的展望に立った若年者、高年齢者を問わず、積極的に人材の育成と確保を図り、支援員の質の向上を図る研修等を実施する。
- (2) 経済情勢が厳しい中で、事業活動をささえるための財政基盤を確立するための財務活動を実施する。
- (3) 大分県、市町村、関係機関等と連携し、被害者支援に対する広報・啓発活動を実施する。

### 第2 2019年度公益目的事業計画

#### 1 被害者等に対する面接相談及び電話相談

被害者等からの相談に応じ、又、警察とその他関係機関や一般市民からの通報に即応し、その要請に対し必要な支援を適切に実施する。

- (1) 電話相談：相談者情報の保護に努め、祝祭日を除く月曜日から金曜日の間、午前9時から午後8時までとする。
- (2) 面接相談：電話相談等により必要に応じて弁護士・臨床心理士等専門家による面接相談を実施する。

#### 2 被害者等への物品の供与又は貸与、役務の提供等による直接的支援事業

- (1) 警察からの提供情報等に基づく被害者等に対する被害直後の早期支援に当たるとともに、電話相談等からの裁判所付き添い、法律相談同行

等に適切に対応する。

(2) 大分県、市町村相談窓口等との連携

支援事案発生に際し、関係市町村担当者等との連携実施及び相談担当者等と連携して、各自治体の支援活動、見舞金の交付手続き等を援助する。

(3) 防犯ブザー等を貸与する。

### 3 各種の被害者支援活動の調整及び連絡事業

- (1) 犯罪被害者等早期援助団体として、万全な情報管理の下に、警察との情報交換を行い、犯罪発生直後の早い段階から被害者のニーズに沿った支援を実施する。
- (2) 被害者支援に携わる国・県・県警・関係機関及び市町村や団体等との情報交換等を密に行い連携の強化を図る。
- (3) 公益社団法人全国被害者支援ネットワークの加盟団体として、全国の被害者支援団体との連携を図る。

### 4 相談員、被害者支援ボランティアの養成及び研修事業

(1) 被害者支援ボランティア養成講座

被害者支援に関心を持つ方を対象に、広報活動や被害者支援について地域における理解者となることを目的として、犯罪の被害にあわれた方にに対する理解や配慮、被害者支援の基礎知識などについて 10 時間程度の基礎的な講座を年 1 回実施する。

(2) センター継続研修会の計画的実施

ア ボランティア養成講座を修了している方を対象に、直接支援活動における補助業務を行うことや電話相談業務を行うこと等を目的とし、犯罪被害者支援活動に従事するための知識、技能を習得する研修を実施する。

イ 全スタッフを対象にした継続研修を計画的に実施する。

ウ 事務局スタッフ全員参加の事例検討会を出来る限り毎月実施する。

(3) 全国ネットワーク主催の九州・沖縄ブロック研修及び全国研修へ参加研修プログラムに応じた適任者を支援活動員等から選任派遣し、犯罪被害相談員等への育成を図る。

(4) 日本財団からの助成金(3カ年計画)の活用

次世代の犯罪被害相談員の養成を図る。

(5) 被害者支援ボランティア等の活動の活性化

ア 被害者支援ボランティア等がセンターに足を運び、センター業務に積極的にかかわり、研鑽を積み、その活動の活性化。

イ 支援活動員や被害者支援ボランティアの中で犯罪被害相談員、犯罪被

害者直接支援員及び犯罪被害者等給付金申請補助員を希望する者に対し支援活動に必要な専門的知識、技能の習得のため、被害者等の心理、支援の実際等活動内容別の実地研修を推進する。

## 5 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が行う裁定の申請を補助する事業

被害者等の経済的負担の軽減を図るため、県警の「犯罪被害者等給付金」の支給対象事案の相談に対して必要な助言を与えるなど、申請の補助を行う。

## 6 被害者等の自助グループへの支援

自助グループ「コスモスの会」の活動について、その自主性を尊重し会合の際の立会者等の派遣、場所の提供、開催案内の手配等の支援を行う。

## 7 大分県下の被害者等の実態の調査及び研究事業

- (1) 公益社団法人全国被害者支援ネットワーク主催の各種研修会・フォーラム等に参加して、先進的な被害者支援活動を実践している被害者支援センターとの交流を図り、当センターの活動に反映させる。
- (2) 被害者支援関係刊行物での研究や事例検討会等で研修したことを、被害者の心理・現状等についての分析に生かし、被害者支援に役立たせる。

## 8 被害者等の支援活動に関する広報及び啓発事業

犯罪被害者等への支援について理解を深めるため、被害者等のおかれている環境や過酷な心理的負担への実状を伝えることを充実させるとともに、センターの存在自体についての県民のより一層の周知を図るために広報・啓発活動を推進する。

### (1) 犯罪被害者支援講演会（年度内2回）

- ・第1回 大分市以外の市町村 2019年6月22日中津市予定
- ・第2回 大分市 2019年11月下旬予定

### (2) 市町村・企業等対象の啓発活動

市町村・企業等の研修の場を活用した出前講座を実施する。

### (3) 中高生対象の啓発活動

県警・県・市町村教委と連携し「命の大切さを学ぶ教室」を実施する。

### (4) 被害者支援キャンペーンバザー等の開催

チャリティーバザー（2019年9月14日（土）開催予定）

チャリティーコンサート（2020年2月29日（土）開催予定）

(5) 犯罪被害者週間広報

11月25日から12月1日の期間中、関係機関と連携した街頭広報を実施する。

(6) 定期街宣活動

ア 毎月第2金曜日 大分市内

イ イエローレシートキャンペーン（年11回）

(7) 機関誌（年度内2回）等の作成

関係機関・既存会員等に配布する。

(8) 当センターの活動内容等を紹介したホームページの活用

ホームページの活用による広報・啓発活動を行う。

(9) DVDの作成

当センターの活動内容を紹介したDVDを年度内に作成し、広く県民への広報啓発に努める。

9 その他本センターの目的を達成するために必要な事業

**財務基盤の充実強化**

大分県から引き続き「被害者支援事業」等委託及び県下市町村から助成金交付を受けているが、今後も財政基盤の安定化を図る必要がある。

- (1) 会費収入の増収を図るため、全職員で、県内各地並びに関係団体等において賛助会員未加入の個人・法人会員の募集を重点的に実施する。
- (2) 寄付金・募金等の収入増を図るため、寄付金付自動販売機及び被害者支援募金箱の設置を働きかけるなど、関係団体に対する協力等の依頼を積極的に推進する。
- (3) 今後も継続的に県・市町村からの委託金等助成を受けるため、各担当者へ被害者支援の必要性等の理解をより深める活動を積極的に推進する。

**第3 管理部門**

**総会及び理事会等の開催**

センターの運営、事業の推進等を協議するため、次のとおり総会及び理事会等を開催する。

1 総会開催について

- (1) 2019年度第1回通常総会 2019年 5月中  
(決算等中心)

- (2) 2019年度第2回通常総会 2020年 3月中  
(新年度事業計画、予算等中心)

2 理事会等開催について

- (1) 理事会 年4回開催 2019年5月中 9月中 12月中

2020年3月中 その他随時に開催

(2) 運営会議 (理事長・副理事長・前理事長・事務局長・支援活動室長  
によって構成)

年4回開催 2019年4月中 8月中 11月中

2020年2月中 その他随時に開催